



## § 1. 2021年度 第7回「飛騨農の会」開催

令和3年11月10日（水曜日）、昨年に引き続き高山市問屋町の「マウントエース」において、「飛騨農の会」を開催いたしました。新型コロナウイルスの緊急事態宣言解除後でありましたが、感染予防対策を実施したうえで行ったところ、300名を超えるお客様にご来場いただきました。

今年は、農薬、肥料、資材メーカー計38社のご協力を得て、展示ブースを設置し、来年度に向けた商材の提案や情報提供をさせていただきました。実際に製品を見て、触れて頂き、不明な点は担当者に確認していただくことで、納得して商品を吟味してもらえたと思っております。また、会場入口にはスマート農業に対応した、作業効率を上げ、作業者の負担を減らす3製品 1)「農業用無人走行車 R150」、2)ねこ車電動化キット「E-Cat kit」、3)小型多機能ロボット「DONKEY」の展示をさせていただきました。まだ改良の余地もある機械ではありますが、興味深く見て頂き、改良点や現場での使い方などさまざまな意見をお聞きすることが出来ました。今後の製品の改良に反映させてもらいたいと思います。

ご来場いただいた皆様には感謝いたします。



## § 2. 「やさいプラント mini」を岐阜聾学校へ寄贈

本年5月、弊社が開発した簡易式水耕栽培セット「やさいプラント mini」を岐阜聾学校に寄贈しました。これは、「やさいプラント mini」の販路拡大を大垣共立銀行千手堂支店の小林支店長（当時）に相談したところ、聾学校の安藤校長先生をご紹介いただきました。先生とのお話の中で、国が推進している農福連携で、聾学校の生徒が農業への就職を行っていることを教えていただき、学校教育

のなかでも農業体験が出来、生徒の皆様の就職活動に少しでもお役に立てればとの思いで、「やさいプラント mini」の3mキットを設置させていただきました。11月5日に行われた寄贈式典の様子は、岐阜新聞や岐阜放送でも記事にさせていただきました。また、11月13日には岐阜聾学校創立90周年の記念式典にもお招きいただき、生徒さんたちの手作りの感謝状と記念品をいただきました。これをきっかけにもっと農業を知っていただき、一人でも多くの生徒さんが農業に関わる仕事についてもらえればと思います。



## § 3. コメの農産物検査規格の変更

令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画において、農産物検査の見直しが盛り込まれ、農水省は「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を立ち上げました。計8回の検討会で結論が出され、早いものでは令和3年度の検査から実施されます。具体的にどのような見直しが行われるかを今回はご紹介させていただきます。

### ＜変更ポイント＞

#### 1) <機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定>

精米の歩留まりや品質の重要な指標である9つの規格項目（容積重、水分、白未熟粒、死米、着色粒、胴割米、碎粒、異種穀粒、異物）を、機械鑑定によってすべて証明する必要があります。（機械測定が困難な場合は目視を併用する。）

現行規格	機械鑑定を前提とした
1等級、2等級、3等級、規格外	1等、2等、3等レベル感
■ 整粒割合	容積重 ● %以上
1等70%以上/2等60%以上/3等45%以上	水分 ● %以下
■ 含有水分	白未熟粒 ● %以下
1等/2等/3等 16.0%以下	死米 ● %以下
■ 被害粒、死米、着色粒、異種穀粒・異物混入の合計	着色粒 ● %以下
1等15%以下/2等20%以下/3等30%以下	胴割粒 ● %以下
	碎粒 ● %以下
	異種穀粒 ● %以下
	異物 ● %以下

#### 2) <等級に見合う機械検査の数値幅とガイドラインの設定>

現行規格（1等、2等・・・）と機械測定数値を比べたレベル感が示されます。

また、これまで使用されてきた等級印や検査証明書に加え、農水省の共通申請システムを活用し、ID番号やQRコードで証明事項の表示が可能となります。

#### 3) <「スマートフードチェーン」によるコメ流通のプロセスのデジタル化>

農業データ連携基盤（WAGRI）を活用し、生産・流通・加工・消費までのデータの相互利用を可能にする「スマートフードチェーン」を構築します。これにより、お米の生産現場、乾燥・調整、検査、卸・精米の各段階で得られるデータをクラウド化し、ワンストップでコメの流通に活用します。また、このフードチェーンを活用し、生産段階や流通段階を含めた高度な取扱とトレーサビリティを保障するJAS規格を制定し、コメの国際規格制定を日本主導で行う計画です。

#### 4) <サンプリング方法の見直し>

検査コストの低減に向けて、サンプリングの標準抽出方法を見直します。

#### 5) <農産物検査証明における「皆掛重量」を廃止>

「皆掛重量」を廃止し、「正味重量」のみの証明とします。

#### 6) <銘柄の検査方法の見直し>

目視による銘柄検査を、書類による検査に見直し、「産地品種銘柄」に加え、「品種銘柄」を設定し、生産者が自由に品種を選択できるようにします。

#### 7) <都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し>

都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」を見直し、「産地品種銘柄」として指定されていない都道府県でも「品種銘柄」の証明が可能となります。

#### 8) <荷造り・包装規格の見直し>

現行規格以外で、リサイクル可能な新素材の包装容器が活用できるよう新規格を制定します。

以上のような改定を行い、等級区分の見直しが行われ、検査方法の合理化、コストの削減、フードチェーン化による付加価値の創出で、コメの輸出強化や高付加価値化（JAS制定）、流通の合理化に向けての動きが加速されるものと思われます。